

Title	<書評> 井上裕正著 『清代アヘン政策史の研究』
Author(s)	目黒, 克彦
Citation	東洋史研究 (2004), 63(3): 573-581
Issue Date	2004-12
URL	https://doi.org/10.14989/138136
Right	
Type	Journal Article
Textversion	publisher

井上裕正著

清代アヘン政策史の研究

目 黒 克 彦

一九七八年の中國共產黨第十一期三中全會に始まる「改革開放」政策の展開により、中國社會に開放感が生じたことは否めない。その反面で犯罪の多發等の負の側面も生じており、麻薬の密造・密賣買・密吸飲もその端的な現れであり、「黄金の三角地帯」に近い雲南・貴州・四川・廣西等の省には多數の麻薬常習者・中毒者が存在し、彼等を收容し矯正する施設も多數建設されている。中國政府は一九九一年に「國家禁毒委員會」を成立させ、「禁毒に關する決定」を頒布し、この闘いを「現代中國アヘン戦争」として、麻薬撲滅の一大運動を展開している。この現代社會に「死灰復燃」した麻薬の撲滅運動の展開に當つて、かつてのアヘン禁止の運動¹⁾禁煙運動が如何に展開されたかを檢證する研究が盛んに行われ、特にかつてのアヘン生産の中心的地域であつた雲南・四川等における清末・民國時期のアヘン問題と禁煙運動に關する研究書も刊行され、資料の収集や刊行も進められている。アヘン・麻薬問題は現在の中國において、解決を迫られる重要な現

代的課題となつていると言えよう。

さて修士論文の作成時以來、アヘン問題に注目し、數多くの論考を發表してこられた井上裕正氏は、それらの業績を集成する形で京都大學に提出した學位請求論文を基に、『清代アヘン政策史の研究』と題する著書を刊行された。小稿はその内容の紹介と、若干の論評を試みたものである。

先ず通例に倣い、本書の構成を紹介すれば、次の如くである。

序 章

はじめに

第一節 イギリスの中國貿易

第二節 カントン體制

第一章 嘉慶期前半の「外禁」政策

はじめに

第一節 嘉慶四年の「外禁」

第二節 嘉慶十二年の「外禁」

第三節 嘉慶十四年の「外禁」

おわりに

第二章 「外禁」優先と「カントン・アヘン」論の誕生

はじめに

第一節 「查禁鴉片煙章程」の制定

第二節 葉恒澍事件

第三節 包世臣と程含章のアヘン論議

おわりに

補論一 吳蘭修とカントン社會

はじめに

第一節 吳蘭修の經歷と學問

第二節 吳蘭修と兩廣總督阮元

第三節 吳蘭修と嘉慶末・道光初期のアヘン論議

おわりに

第三章 兩廣總督李鴻賓のアヘン政策論

はじめに

第一節 李鴻賓の「外禁」困難・「内禁」優先論

第二節 「内禁」優先論の挫折

おわりに

第四章 アヘン政策と「失察處分」問題

はじめに

第一節 問題の所在

第二節 「失察鴉片煙條例」の制定

第三節 アヘン戦争直前の「失察處分」問題

おわりに

第五章 アヘン「弛禁」論

はじめに

第一節 「弛禁」論の形成

第二節 「弛禁」上奏

おわりに

補論二 「嘉慶元年（一七九六）年アヘン外禁」説辨誤

はじめに

第一節 「嘉慶元年アヘン外禁」説の不當性

第二節 「嘉慶元年アヘン外禁」説の成立過程

第三節 「嘉慶元年アヘン外禁」説の展開

おわりに

第六章 「アヘン吸飲者死刑」論

はじめに

第一節 黃爵滋の「アヘン吸飲者死刑」上奏

第二節 「アヘン吸飲者死刑」論の本質

第三節 「アヘン吸飲者死刑」論をめぐる論議

おわりに

終章 「外禁」政策の斷行

第一節 「アヘン吸飲者死刑」論に對する林則徐の贊成上奏

第二節 欽差大臣林則徐のカントン派遣

清代アヘン政策略史（アヘン戦争まで）

あとがき

二

次に各章の内容について、簡潔に紹介する。

序章では、アヘン戦争勃發に至る清朝のアヘン政策に關する従来の研究史を整理し、二つの問題の存在を指摘する。即ち第一には従来の研究についてであり、「清朝がアヘン問題に本格的に取り組んだ嘉慶初め（一八世紀末）の時点にまで溯って、アヘン政策の歴史を跡づけようとした研究が殆ど無なかった」と指摘している。従ってアヘン戦争直前におけるアヘン政策の解明には、一八世紀末にまで溯ってアヘン政策の歴史を跡づける必要が有るとしている。第二は史料状況の問題である。従前の清朝側の基本的史料であった「籌辦夷務始末」（以下「始末」と略稱）の性格が、

編纂時（咸豐期）の對外交勢を反映し、主戦派に好意的な立場から編纂されており、『始末』に依據した研究に見られる主戦派の過大評價、和平派の過小評價もこうした「始末」の偏向に起因していたとする。しかし近年出版された『鴉片戰爭檔案史料』は、量的にも質的にも充實しており、『始末』の史料偏尚を是正する質的な意義を持っていると指摘する。

一九三四年に刊行された于恩德編著の『中國禁煙法令變遷史』（中華書局刊）は、「アヘン禁令の變遷」を説明しているが、『政策史』の次元まで突き詰めて考察していない」と批判し、それを克服する方法として、魏源の『海國圖志』の記述に示唆を得て、アヘン禁令を「内禁」と「外禁」に分けて考えるという視點から考察するとしている。著者の定義に據れば、「外禁」政策とは、「アヘン貿易を禁止してアヘンの流入を水際で阻止しようとする政策であり、貿易の一方の當事者である外國（人）と關係する可能性、ひいては外交問題化・戰爭勃發の可能性を本來的にもつ政策」である。「内禁」政策とは、「國內におけるアヘン關連の行爲すべて（販賣、吸飲、アヘン竊經營、アヘン吸飲用キセルの製造・販賣、罌粟の栽培・アヘンの製造など）を禁止しようとする政策であり、外國人の内地旅行權が認められていなかった當時にあつて、この政策が外國（人）に關係する可能性は本來的になかった」と定義付ける。更に官僚の責任問題に關して、「外禁」政策は「主としてカントンでカントン官僚によつて遂行され、その責任を負つたのもカントン官僚であつた」が、「國內のアヘン關連の諸行爲を禁止しようとする『内禁』政策はカントンに限らず全國で遂行されたから、その責任も全國の官僚が一律に問われ

た」と論じている。

第一節はイギリスの中國貿易の諸形態の解説、その中で銀に代わる手段として見出されたインド産アヘンの紹介が爲され、イギリスの世界經濟に果たしたインド産アヘンの役割を三點にまとめている。第二節は、「カントン體制」を解説し、一七五七年に對外貿易をカントン（廣東）一港に制限し、「そこにおける貿易をカントン官僚と行商（保商）によつて、ヒトとモノの両面から管理しようとする貿易管理體制」と定義している。

第一章は嘉慶期前半の、具體的には四年・十二年・十四年に實施された「外禁」政策を検討している。結論として、「外禁」はそれを運用する官僚の行商に對する恣意的需索の手段であると共に、行商の側も禁令を商取引の手段に利用する側面が有り、「外禁」本來の目的とは無縁の役割を負擔され得るとする。禁令發布の經緯から、これらの「外禁」はアヘン貿易の禁止のために積極的に實施されたというよりも、「兩廣總督の自己保身的理由から消極的に實施」されたものであり、従つて積極的な効果が約束されるはずはないとし、當時の官界一般の構造的腐敗の問題が、アヘン密貿易を助長したとする。

又當時の社會矛盾の一表現としてのアヘン問題は、アヘン貿易の發展を支えた多くの下層民の存在を考慮に入れねばならない。それは抗租・抗糧鬪争等の他地域と共通する問題の外に、廣東省では海賊・會黨・客家・漢奸等々の社會矛盾と、相互に密接に關連した問題としてアヘン問題があり、こうした視野の中でアヘン問題を理解しなければならない、と指摘している。

嘉慶後期から道光の前期に至るまでの時期は、清朝がアヘン問

題を風俗・人心の問題と認識し、「内禁」を併用しつつ「外禁」政策を優先した時期であるとする。「外禁」政策とは、前述した如く、本来アヘン貿易を水際で禁絶することを企圖する政策であるが、実際には兩廣總督を頂點とするカントン官僚の自己保身策として用いられた。又「外禁」政策に伴う責任は、保商制度により最終的に行商に負わされていたと結論付ける。「外禁」政策は道光初期の葉恒澍事件を契機として頂點に達し、行商への責任追及が強化された。しかしアヘン取引が零丁洋で行われる時期になると、「外禁」政策に伴う責任の比重はカントン官僚に傾き始め、それに對應するかの如く、兩廣總督阮元は、アヘン貿易の漸進的禁絶を奏請するに至る。こうした現實に失望した包世臣は拔本塞源の策として、對外貿易斷絶論を提議するに至るが、これに對して程含章は、外國貿易の存續を共通の利益とするカントン官僚の立場を代辯し、反論を加えた。カントンの利益を踏まえた「カントン・アヘン」論は、外國貿易斷絶論に對する批判という形で登場したとする。以上が第二章の論旨である。

補論一は、前章の包世臣と程含章の論争に深い影響を與えたカントンを代表する知識人吳蘭修を取り上げ、その経歴や學問、兩廣總督阮元や程含章との關係等を明らかにし、程含章のアヘン論はカントン社會の有力な世論を代辯したものであり、それはまた吳蘭修のアヘン論でもあったと推論し、吳蘭修は嘉慶末・道光初期のアヘン論議に間接的に關與していた可能性が高いと論じている。

道光初年に起こった葉恒澍事件の結果、「外禁」政策に伴う責任を行商に轉嫁することができなくなり、その責任がカントン官

僚の肩にかかってくるという構造的變化が生じた。この新たな狀況に對して、カントン官僚がどう對應したか、その對應が清朝のアヘン政策に如何なる影響を及ぼしたかを、兩廣總督李鴻賓のアヘン政策論を中心に、第三章で考察している。李鴻賓の唱える「外禁」困難・「内禁」優先論が、一時的に清朝中樞の承認を受け、道光十年の半ばに従来の「外禁」優先から、「内禁」優先に轉換し、一連の「内禁」政策が實施されたとする。しかしその一年後に御史馮贊勳の上奏を契機に、政府のアヘン政策は再び「外禁」優先に回歸するに至る。更に連州の「猪族」の反亂平定に手こずった李鴻賓が彈劾・罷免されるに至る。この反亂鎮壓に自動した廣東の兵丁が、アヘン吸飲により役に立たなくなったという實態も明らかに、カントン官僚の「外禁」實施の消極性がこうした事態を招いたとの批判が高まり、道光帝は新任の總督盧坤に對して「外禁」實施を嚴命し、清朝の「外禁」優先のアヘン政策を確定したと結論付けている。この李鴻賓のアヘン政策論をめぐっては、議論の有る所であり、後に検討することとする。

第四章は、「失察處分」という官僚の職務怠慢に關する規定の問題とアヘン政策との關連を論じている。嘉慶四年から二十年の間、外國船のアヘンを積載しての入港を唯一の對象としてカントン官僚の「失察」が處分されたが、二十年から道光三年の間は、この「失察處分」は免除され「議敘」のみが行われた。しかし道光三年に制定された「失察鴉片煙條例」により「失察處分」は復活し、處分の對象に罌粟の密栽培・煙膏の密造と煙館の開設が新たに加わり、アヘンの量を基準として處分の輕重を決めることを明確に規定した。更に道光十九年に、『欽定嚴禁鴉片煙條例』（以

下『條例』と略稱)が制定され、その處分の対象は更に擴大され、これまで無かった上司の「失察處分」も初めて規定されるに至った。清朝政府は「外禁」と「内禁」からなるアヘン禁止政策で對應しようとしたが、その政策を執行する官僚の眞剣な政策の遂行を確保するために、「失察處分」と「議敘」を規定した。その規程は年々強化・整備され、この「條例」において、「失察處分」は行政法規として完成の域に達したとする。この規程により、官僚の眞面目な政策遂行を確保し得たか否か。多くの事例は「失察處分」の存在が、却って彼等の眞面目な職務を阻害していることを示し、その理由から「失察處分」を免除した時期も有ったのであり、アヘン政策論議の中で、軽い「失察處分」が官僚の不眞面目な對應の原因になっているとする意見も提出される。「失察處分」の對象が擴大・強化され、且つ總督・巡撫にまで至る上司の「失察」も處分されるようになった結果、問題は益々複雑化し、官僚により「失察處分」を回避しようとする傾向を強めることになり、「處分の回避という『消極的腐敗』が官僚制全體の中で累積された時、アヘン禁止政策は一層の有名無實化を餘儀なくされたと結論付けている。

第五章は、許乃濟の著名な「弛禁」上奏について、「カントン・アヘン」論の形成という視点から、検討を加えている。許乃濟が「弛禁」論を提起した背景に、九年間兩廣總督を勤め、カントンの知識人とも密接な關係を持った阮元が、内閣大學士となつて中央政界に登場したことが有り、道光九年以來、カントンにおいて形成されていた「弛禁」論が、阮元とも親しく、カントンにも縁の深かった許乃濟により上奏された。彼の「弛禁」論は、崩

壊しつつあるカントン體制の再建を目指し、横行するアヘン密貿易を合法化することにより、カントン體制の内に呼び戻し、又合法化したアヘンを行商に扱わせることにより、疲弊した行商の經營を再建しようとしたものであった。この意味で、この「弛禁」論はカントン體制、即ち歐米諸國との貿易をカントンが獨占する體制の再建を目指す「カントン・アヘン」論であつたとする。

清朝中央は、北上する外國船によるキリスト教の傳道パンフレットを寄港地に頒布する等の行爲に、支配體制の動搖の危険性を感じ、これをアヘン密輸船の北上と關連づけて考え、アヘン貿易を合法化し、カントン體制の枠内に置くなら、體制の危機と考えられるアヘン船の北上を阻止することが可能であるという認識を持ったとする。しかし「弛禁」論批判の上奏が相次いで提出され、贊成論は兩廣總督鄧廷楨の全面贊成の上奏以外に提出されず、結局、「カントン・アヘン」論としての「弛禁」論は、いわば「北京の論理」により否定され葬り去られ、「躉船」の取締を中心とする「外禁」政策の優先が確認されたとしている。

補論二では、清朝政府の本格的な「外禁」政策の開始を、嘉慶元年(一七九六)とする見解について、その不當性を示し、この説が成立した経緯について検討している。それはカントン駐在の貿易監督官エリオットの中國文祕書兼通譯モリソンが、朱嶸の上奏中の「嘉慶初年」を「嘉慶元年」と誤譯したこと由来したとする。そしてそれが英國の議會文書に収録されたという外國側の事情と、欽差大臣林則徐のもつて、中國語に翻譯された『澳門新聞紙』や『澳門月報』に、「嘉慶元年のアヘン禁令」説が収録され、それを利用した魏源の一連の著作に現れるという経過をたど

ったことを明らかにしている。

第六章は、鴻臚寺卿黃爵滋の提議した「アヘン吸飲者死刑」論について論じている。從來「嚴禁」論と位置づけられていた彼のアヘン対策論は、著者の議論においては「内禁」論に位置づけられる。黃爵滋の議論の下敷きになったとされるのは、カントン知識人の溫訓による「弭害續議」である。これは前述の吳蘭修の「弭害」を批判したものであるが、議論の内容は「内禁」論であり、従って「カントン・アヘン」論に屬する議論とされる。溫訓の思いとは異なり、黃爵滋が問題とした吸飲者とはアヘン吸飲者一般ではなく、官僚層の吸飲者であり、經世官僚としての彼は、動搖しつつある清朝支配體制の再建には、先ず諸改革を阻んでいゝる官僚層の腐敗を排除する必要があるが有り、「吸飲者死刑」論はそのための突破口と位置づけられた。この上奏によってアヘン戰爭直前の「アヘン論議」が展開されるが、從來この上奏を「嚴禁」上奏と呼び、二年前の許乃濟の「弛禁」上奏に對抗したものと理解されたが、「弛禁」上奏は既にこの時點では葬り去られており、黃爵滋の上奏が許乃濟の「弛禁」論のみを意識した「嚴禁」上奏と解するのは誤りであるとする。更に黃爵滋の上奏に反対した地方大官を「弛禁」論者とする理解も明らかな誤解であり、反対した地方大官は、あくまでも禁止の手段としての「アヘン吸飲者死刑」論への反対であり、彼等の上奏の議論を見る限りは、全て「嚴禁」論者であるとする。この論議は著者の掲げるアヘン禁止策としての「外禁」と「内禁」とを區別する視點から見ると、「内禁」論であり、この議論に反対する者は、ほとんどが「外禁」優先の立場から反対しており、且つ贊成者の中には、同時に

「外禁」の強化を唱える者が多かった。結局今回の論議で對立したのは、「内禁」論と「外禁」論であり、「嚴禁」論と「弛禁」論ではなく、壓倒多數は當時清朝が採っていた「外禁」優先を支持していたと論じている。

最後の終章では、林則徐による黃爵滋の上奏に對する贊成の上奏を分析している。第一節ではこれまで「吸飲者死刑」論が提議されなかつた理由として、アヘン吸飲者を死刑にしようとした場合、他の極悪犯罪との關係で、刑罰體系に均衡を缺く恐れがあるという法律論的な理由と、大量の吸飲者を死刑に處することは現實的に不可能であり、刑罰を厳しくし過ぎれば、却つて冤罪や官吏の收賄による見逃し等の弊害を悪化させるといふ現實論的な理由の二つをあげている。そして前者については、國家統治という高度の見地から嚴法で臨む必要があると言ひ、後者については、一年間の猶豫期間を設定して改心の機會を與え、一年後に吸飲者を死刑にするという嚴しい法の必要性を主張している。

第二節では、林則徐が欽差大臣としてカントんに派遣されるに至る經緯を述べ、彼が「内禁」論である「アヘン吸飲者死刑」論に贊成しながら、カントンに着任後に行つたのは「外禁」、即ちアヘン密輸の取締りであつた理由として、皇帝が「アヘン吸飲者死刑」論を若干修正して採用するなど、「内禁」政策の強化も同時に圖りながら、アヘン政策全體における「外禁」優先といふことこれまでの基本方針を變更することはなかつた」ためである。その結果道光帝が出した結論は、「外禁」政策の斷行に、皇帝の名代として欽差大臣を派遣することであり、その欽差大臣として林則徐を指名したといふ經緯を明らかにしている。

三

井上氏の議論の中心的な命題として、清朝のアヘン政策史を「外禁」・「内禁」政策の採用をめぐる議論の展開を軸に考察する方法論に對して、新村容子氏は批判的見解を示し、兩者の間で見解の相違が生じており、その論点を整理し、課題を明らかにする必要が有ろう。論點は多岐にわたるが、紙幅の関係から、二三點に絞って検討を加えることとしたい。

「外禁」・「内禁」策に關する井上氏の定義は先に序章の内容紹介のところでも述べたが、總じて著者の考えは、禁令遂行の責任を對外貿易を管轄するカントン官僚のみが擔うのか（「外禁」政策）、それとも全國の關係官僚が負うのか（「内禁」政策）、という相違に歸着するように思われる。新村氏は「外禁」と「内禁」を截然と區別することは困難であり、「内禁」策は外國アヘンの國內における流通販賣の禁止と、中國産アヘンの生産販賣の禁止を區別して考えるべきであるとする。これに對して井上氏は、官僚の責任問題としての「失察處分」という觀點から見れば、外國アヘンも國産アヘンも共に違禁の物であり、取締の責任を負う官僚に對して區別されるものではない。外國アヘンの零丁洋における取引後、中國側に引き渡されたアヘンの輸送・販賣の禁止策は、零丁洋を管轄するカントン官僚に限らず、そこから流通販賣される地域の所轄官僚の責任ともなる。従つてこれは「内禁」策と位置づけるべきであるとする。この問題は「失察處分」の免除或いは強化という政策變更を如何に評價するかという見解の相違とも關係するものである。

新村氏は國産アヘンの存在を大きく位置づけ、「内禁」策の現實に關する見解の相違もここに由來しているし、次の「アヘン弛禁」論の評価の相違とも關わっている。

その「弛禁」論に關わる問題であるが、兩者の見解の相違は、吳蘭修及び許乃濟の「弛禁」論の重要な主張の一つが、國産アヘン生産の合法化であるとする新村氏は、井上氏の議論では初めからこれを考察の対象から除外しているとし、ここでも國産アヘンの合法化が主要な内容であつたとする。又井上氏に據れば、この「弛禁」論はアヘン輸入の合法化・低額關稅の課稅により、アヘン貿易のカントン一港への集中を圖つたとするのに對して、新村氏は、何太清の主張に見られる輸入アヘンに對する高額關稅の課稅により、清朝財政を豊かにしようとした主張であつたとし、國産アヘンの生産解禁によつて輸入に代替させることで、アヘン貿易を停止に至らせようとした構想であると解釋し、井上説に異議を提起している。しかし新村説に據るなら、この主張が「カントン・アヘン」論の發信地であるカントンから發議されたという意味合いが薄くなり、カントンの利害を代表するという側面が消失することになる。又一八三〇年代において、國産アヘンによつて輸入アヘンを代替せよとする程に、國內における罌粟栽培が普及し、或いはそのように一般的に認識されていたとは考え難い。近年の中國における四川省のアヘン禁止の歴史に關する研究を參照しても、「清の嘉慶年間に至つても、四川民衆が栽培していた罌粟はアヘン罌粟ではなく、その他の品種であり、彼らは罌粟を花卉として觀賞しており、毒（藥）品の食用としてではなく、各地方志の編纂者はこれに鑑みて、罌粟を物産の「花之屬」に入れ

ている⁽⁴⁾と述べており、アヘンの生産を目的としたアヘン罌粟の栽培が普遍化するの、アヘン戦争後の事態であると推測される。新村説は國産アヘンの存在を過大に考慮しているように思われるが、今後の検討が求められる課題であると考ええる。

道光十一年五月二十四日の監察御史馮贊勳の上奏文の解釋をめぐる新村氏との相違について、井上氏はその反批判の論文⁽⁵⁾において、資料の解釋の妥當性について、「當否は第三者に委ねざるをえない」と述べており、ここで評者の考えを示しておきたい。

まず原文を示せば、「惟内地之烟漿易絕、而外洋所來之烟土無窮、固宜清其去路、尤當絕其來路、庶其害可除。」⁽⁶⁾であり、井上説は「其の去路を清く」すること、つまり流入アヘンの流通・販賣を禁ずる『内禁』を當然なすべきだが、それにもまして『其の來路を絶つ』べきであると『外禁』優先論を主張した⁽⁷⁾とする。一方新村説は、「去路を清める」の意味は、中國アヘンの流通取り締まりと解釋するのが自然であろう⁽⁸⁾としている。この原文資料を素直に讀めば、「惟だ内地の烟漿は絶ち易きも、而れども外洋より來る所の烟土は窮り無く、固より宜しく其の去路を清くすべきも、尤も其の來路を絶つべければ、その害除くべきに庶からん」であり、「其の去路」とは輸入アヘンの國內への流通路を指すと解すべきで、中國アヘンに關する言及は、冒頭の八字で終わっている⁽⁹⁾と解すべきであると考ええる。但し、井上氏は初出の論文においては、この部分の解説文において、「其の去路を清く」すること、つまり『分銷』を禁ずる『内禁』も當然なすべきだが⁽¹⁰⁾と記し、本書の刊行に當たつて、「分銷」を「流入アヘンの流通・販賣」と改めている。この「分銷」という語句は、李鴻賓が

道光十年五月十日に上奏した「兩廣總督李鴻賓等奏復查禁紋銀出洋鴉片入口各弊章程折」に見られる語句であろうと思われ、この章程の第五條において、「只だ内地の分銷を嚴禁す可ければ、以て漸く來路を塞ぐに庶からん」と規定しており、この文章から「分銷」は國內における流通・販賣を意味することは明らかである。新村氏は、馮贊勳の文章の解説に李鴻賓の用いた語句を使用し、「去路」を「分銷」と讀み替えて自説の強化に用いたと井上氏の説を批判されている。見たように讀み替えても内容は變わらないと考えられる。敢えて讀み替えて誤解を招く必要も無かつたと思われる。

官僚の取締の責任をより強く求めた道光十九年の『條例』において、その「失察處分」の對象となる違反行爲が大幅に擴大され、又その刑罰も従来よりも厳しく規定された。この『條例』は、基本的にはアヘン戦争後も繼續され、更に一八五八年のアヘン貿易合法化の後⁽¹¹⁾に在つても、國內における罌粟栽培・アヘン生産の禁止が繼續されている時期には、有效な規程であつたはずであるが、その禁令の下で上海の商品市場で「川土」と稱される國産アヘン（四川アヘン）の賣買が公然と爲されている事實をどう考えるべきであろうか。更に現代において、中國政府の厳しい監視・統制の下に在つても、依然として幹部による腐敗・汚職が大きな問題となつていふという現實を見た時に、官僚に對する「失察處分」の有効性について、疑問を抱かざるを得ない。氏の言う「失察處分」回避の「消極的腐敗」は、依然として官僚制度全體の中に累積され、政府のアヘン禁止政策の效果的な展開を妨げることとなつたことは、古今を問わないことのように思われる。

本書はアヘン戦争前の嘉慶・道光期の清朝政府のアヘン政策史について、「外禁」・「内禁」策を重要なキーワードとして、内外の資料の博搜の上でまとめられた力作であり、比較的研究の少ない嘉慶・道光期の清朝の政治史の研究の内容をより豊かにし、更なる研究の深化と廣がりを与え得るものであると考える。

註

- (1) 一九九七年に岳麓書社より刊行された王宏斌著の『禁毒史鑑』に収録されている、當時公安部副部長で國家禁毒委員會主任の白景富氏が寄せた序文を参照。又一九九五年に國家禁毒委員會・公安部と中央電視臺が共同制作した『中華之劍』と題する六時間のドキュメンタリー番組がある。この番組は日本語版の副題を「現代中國アヘン戦争——カメラが捉えた麻薬組織との闘い——」としてNHK衛星放送で放映された。
- (2) 例えば秦和平『雲南鴉片問題與禁煙運動（一八四〇—一九四〇）』（四川民族出版社一九九八年刊）・『四川鴉片問題與禁煙運動』（四川民族出版社二〇〇一年刊）、資料集としては、國家禁毒委員會辦公室組織編寫・馬模貞主編『中國禁毒史資料』（天津人民出版社一九九八年刊）等がある。
- (3) 新村容子『アヘン貿易論争——イギリスと中國——』
- (4) 秦和平、前掲書『四川鴉片問題與禁煙運動』第一章・第一節、二頁。
- (5) 井上裕正「アヘン戦争前における清朝のアヘン禁止政策について——新村容子氏の批判に答えて——」（奈良女子大學大学院人間文化研究科『人間文化研究科年報』第十八號、二〇〇三年三月）。
- (6) 評者の参照した『籌辦夷務始末補遺』道光朝第一冊に収録されている馮贊勳の上奏は、『清代外交史料』の「惟内地所種烟漿」の「所種」の語句を缺いている。
- (7) 同治十一年三月二十三日に上海で創刊された『申報』には、この年四月十七日から五月十七日までの一か月間、最終員の商品市況欄に、輸入アヘンである「大新土」・「小新土」の箱毎の價格と並んで、四川産アヘンを「川土」として、百兩毎の元單位の價格を報じている（中國史學叢書『申報』（一）、臺灣學生書局、中華民國五十四年五月刊参照）。

二〇〇四年二月 京都 京都大學學術出版會

A五判 四十三二八頁 五五〇〇圓